

参照法令（理容師法関係）

○理容師法（昭和22年法律第234号）（抄）

第6条の2 理容師は、理容所以外の場所において、その業をしてはならない。但し、政令で定めるところにより、特別の事業がある場合には、理容所以外の場所においてその業を行うことができる。

○理容師法施行令（昭和28年政令第232号）（抄）

第4条 理容師が法第6条の2ただし書の規定により理容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- 1 疾病その他の理由により理容所に来ることができない者に対して理容を行う場合
- 2 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容を行う場合
- 3 前2号のほか、都道府県（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区にあっては、市又は特別区）が条例で定める場合

○茨城県理容師法施行条例（平成11年茨城県条例第61号）（抄）

第4条 政令第4条第3号の条例で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 社会福祉施設その他の施設で規則に定めるものに入所し、又は通所している者に対して当該施設において理容を行う場合
- (2) 前号に定めるもののほか、政令第4条第1号に準ずるものとして規則で定める場合

○茨城県理容師法施行細則（平成10年茨城県規則第10号）（抄）

第6条 条例第4条第1号の社会福祉施設その他の施設で規則で定めるものは、次に掲げる施設とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第31条に規定する身体障害者福祉センター
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設及び同条第26項に規定する福祉ホーム
- (6) 刑務所等の矯正施設

第7条 条例第4条第2号の規則で定める場合は、次に掲げる者のうち理容所に来ることが困難な者に対して、その者の自宅において理容を行う場合とする。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 知事の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- (4) 介護保険法第7条第3項に規定する要介護者及び同条第4項に規定する要支援者